

(仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例(素案)に対する

意見及び対応案

意見 1

各条文中の「安心(して)」の前に「安全」を挿入してはどうか。

関係条項・・・前文(2カ所)、1条、5条2項、6条1項、11条、13条、
16条1項、25条、27条1項、27条2項

[対応案]

「安心」は、安全の意味を含んだ言葉として使用しており、原案どおりとしたい。

なお、防災、防犯、交通安全などに関する条項については、安全を強調するため、「安全」という言葉も掲載している。(3条3号、4条1項、30条)

意見 2

各条文中の「次代」を、「次世代」としてはどうか。

関係条項・・・前文、17条

[対応案]

次世代・・・次の世代だけの限られたもの

次代・・・次の世代、その次の世代と延々に続いていくもの

上記の意味ととらえており、原案どおりとしたい。

(ワークショップにおいても、同様の検討を行っている。)

意見 3

2条3号中の「配慮」を、「支援」としてはどうか。

[対応案]

「配慮」は、具体的な支援のほか、見守りや声かけなどの気づかいの意味を含んで使用しており、原案どおりとしたい。

(ワークショップにおいても、同様の検討を行っている。)

意見 4

2条4号の「市民活動団体」に、町内会・自治会等が含まれるのか。含まれるとすれば、条文を「市民が自主的に行う活動（町内会・自治会等を含む）で、～」と明確にしたいと思う。

この条例が施行された後、市内の連合町内会、自治会、町内会等の協力なくしては、健康と福祉のまちづくりの推進はできないと思うので、条文の中に「町内会、自治会等」の文言を明文化する必要があると思う。

[対応案]

市民活動団体に、「町内会・自治会等」は含まれる。
また、条文に「町内会等」を追加したい。下記を参照。

第2条抜粋

変更前

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

(4) **市民活動団体** 市民が自主的に行う活動で、公益性があり、営利のみを目的としないものをいいます。

変更後

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

(4) **市民活動団体** 市民が自主的に行う活動 （町内会等を含む） で、公益性があり、営利のみを目的としないものをいいます。

意見 5

各条文中の「思いやる（思いやり）」の後に「労わりの（気持ち）」を挿入してはどうか。

関係条文・・・3条4号、4条2項、18条

[対応案]

「思いやり」には、労わりの意味を含んでいるため、原案どおりとしたい。

意見 6

4 条 1 項及び 2 項の「地域社会の構築」を、「地域社会の実現」或いは「地域社会を築くこと」としてはどうか。

[対応案]

「地域社会を築くこと」に変更したい。下記を参照。

変更前

(市民の役割)

第 4 条 市民は、生涯にわたり健康増進に努め、互いに協力して、安全・安心な地域社会 の構築 を築くこと に努めます。

2 市民は、高齢者や障害者等に対して、理解と思いやりを持ち、互いに尊重しあい、ともに支え合う地域社会 の構築 を築くこと に努めます。

変更後

(市民の役割)

第 4 条 市民は、生涯にわたり健康増進に努め、互いに協力して、安全・安心な地域社会 を築くこと に努めます。

2 市民は、高齢者や障害者等に対して、理解と思いやりを持ち、互いに尊重しあい、ともに支え合う地域社会 を築くこと に努めます。

意見7

5条の「被雇用者」を、「社員と家族」としてはどうか。

また、条文中に「～健康増進及び地域活動のための～」とあるが、地域活動の前に「社員等が行う」を挿入してはどうか。

[対応案]

「社員」では、会社勤めの者に限定されるため、原案どおりとしたい。

なお、「家族」を追加したい。下記を参照。

(ワークショップにおいても、同様の検討を行っており、事業者の下で働く者の言葉が、「被雇用者」しか見当たらず、法令審査での意見を待つものとなっていた。)

また、「社員等が行う」の表現の追加について、「被雇用者とその家族」は、条文中の「健康増進及び地域活動」にかかっているため、原案どおりとしたい。

第5条抜粋

変更前

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、被雇用者の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努めます。

変更後

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、被雇用者 とその家族 の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努めます。

意見 8

10条1項の「高齢者、障害者、児童等」について、定義にある「高齢者や障害者等」を使用せず、なぜ狭めて明示するのか。

10条で示す計画は、定義にある「高齢者や障害者等」の人を対象とするのではないか。

[対応案]

「高齢者や障害者等」に変更したい。

第10条抜粋

変更前

(計画の策定・公表・管理)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、~~高齢者、障害者、児童等~~ **高齢者や障害者等** に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努めます。

変更後

(計画の策定・公表・管理)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、**高齢者や障害者等** に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努めます。

意見 9

10条1項の「児童等」を、「妊産婦、子ども等」としてはどうか。

[対応案]

上記8と同様。

意見 10

10条3項の「進行管理」を、「進行とその管理」としてはどうか。

[対応案]

計画の進行(推進)については、10条1項で規定しており、10条3項は、計画の公表とその進行状況のチェックについて規定するものであるため、原案どおりとしたい。